

上尾市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 3 号

上尾市火災予防規則の一部を改正する規則

上尾市火災予防規則（平成 1 7 年上尾市規則第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 号中「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」を「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書」に改める。

第 1 6 号様式中 「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備  
ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書」を

「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾市火災予防規則第 1 6 号様式による書類は、この規則による改正後の上尾市火災予防規則第 1 6 号様式によるものとみなす。